

平成28年度 保育所（園）定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成28年度
3. 監査結果報告 平成28年11月8日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等
保育幼稚園課	<p>一部の保育所（園）では、特定の職員に時間外勤務が偏っているケースも見受けられた。長時間労働は職員の健康への影響だけでなく仕事の質の低下や経費増に直結するため、保育幼稚園課及び所（園）長の指導により、時間外勤務時間の職員間における平準化と削減に向け取り組まれたい。</p>	<p>【検討中】 報告日：平成29年11月8日 時間内で効率よく仕事はかどおり、特定の職員に時間外勤務が偏ってしまうことのないよう、所（園）長に対し職員間の協力体制づくりを指導している。また、保育現場において職員にかかる負担が増えないよう、年休代替の臨時職員を配置しているとともに、臨時職員の募集と雇用を随時行っており、長期休業者等へのすみやかな補充に努めている。</p>